

平成28年度 東京都立八王子桑志高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

平成26年10月27日
校長 決 定

1 基本理念

- (1) 「いじめることは人間として絶対許されない」という強い認識に立つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、いじめから守り通す指導をおこなう。
- (3) 学校が一丸となって組織的に対応する。
- (4) 家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と連携・協働する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の職員は、基本理念にのっとり外部の関係する機関・団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは 適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止に係る教育、早期発見、相談体制の確立、SNSを利用したいじめに対する対策等の推進及びいじめの疑いがある場合の対応策の策定。

イ 所掌事項

- いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- その他いじめの防止等に関すること。

ウ 会議

毎月1回開催のほか、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭。但し必要に応じて関係者を招集する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、保護者、地域住民、関係機関と迅速・適切に連携・協力できるサポート体制を確立させる。

イ 所掌事項

- いじめに関する情報の交換・共有。
- 問題解決に向けた学校への指導・助言等。
- 地域への啓発・広報及び、地域での見守りに関すること。
- 問題発生時における学校への協力。

ウ 会議

6月、11月、2月の年3回の他、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、各分掌主任、各学年主任、企画室長、パートナーシップ協議会委員、スクールカウンセラー、養護教諭

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許されない」という基本理念を学校全体に向け徹底する。

イ 道徳教育及び人権教育の充実、規範意識向上、読書活動の充実等を推進する。また、部活動や委員会活動に積極的に参加させることにより健全育成を図る。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒会活動等を通じて生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を実施する。

エ 校内研修、特に SNS 利用に関するマナーやトラブル防止方法・ストレスコントロール方法・コミュニケーション力向上策等に関する研修を充実させ、教職員の資質を向上させる。

オ 電話連絡、家庭訪問などを通して保護者との緊密な連携を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート調査、個人面談等による早期の実態把握を実施する。

イ 問題を抱えた生徒への学級担任等による積極的な働きかけをおこなうとともに、相談しやすい態勢を整備する。

ウ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備。

エ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有。

オ いじめ発見のチェックシート等教材・資料の活用。

(3) 早期対応のための取組

ア 本委員会を核とした対応方針の策定および役割分担の明確化。

イ 被害生徒・知らせた生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア。

ウ 関係機関・専門家等への相談・連携。

エ 教育的配慮の下での、加害生徒への継続的観察・指導。

オ 双方の保護者への支援・助言。

カ 学校サポートチームとの連携・協力。

(4) 重大事態への対処

ア 本委員会を核とした対応方針の策定および役割分担の明確化。

イ 被害生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア。

ウ 学校経営支援センター及び教育委員会への報告・相談。関係機関・専門家等の相談・連携。

エ 加害生徒への指導と保護者に対する協力要請。

オ 犯罪行為として取り扱われる場合、警察との連携。

カ 臨時保護者会の実施

5 教職員研修計画

(1) ①新入生全員を対象としたスクールカウンセラーによる面接（4月）

②新入生全員を対象とした SNS 利用上のマナーとトラブル防止法の指導（4月）

(2) 全校生徒を対象とする自己点検シートによる確認（4月）、年間を通じコミュニケーション力向上に関する指導、ストレスコントロールに関する指導。

(3) 生活意識調査（東京都いじめ総合対策参考）（7月）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 定期的にアンケートを実施し、高校生活の実態把握をする。

(2) 保護者会の開かれるときに、個別の情報収集を行う。

(3) いじめは人格・生命・財産を脅かす行為であることを共有し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) パートナーシップ協議（年3回実施）において報告及び協議をおこない、互いに情報を共有する。
- (2) 日頃から地域の状況についての情報交換を実施し、非行防止教室（セーフティ教室）を開催する。
- (3) 重大事態が生じた場合は速やかに東京都教育委員会へ報告し、状況によっては警察へも協力を仰ぐ。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートにおいて、取り組みに関する評価を行い、結果を検証する。また、「いじめ基本方針」についても、検証を行い、本校の実態に即した適切な改訂を行う。